

保医発 1211 第 2 号
令和 2 年 12 月 11 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 2 年 12 月 11 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)
の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

別表の の 177(1)中の「機械器具(47)注射針及び穿刺針」を「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」に、「経中隔用針」を「経中隔用能動型穿刺器具」に改める。